

鳥取縣公報

第五十號

昭和十四年七月二十八日

金曜日

本書ノ大キサ國定規格A5判

告示

◆鳥取縣告示第四百七十六號

左記墓地ハ今回都市計畫法實施ニ因ル土地區劃整理施行ニ當リ道路敷地トナリ廢墓地トナル爲メ改葬ヲ要スルモ關係者不明ノモノアルニ付同墓地有縁者ハ昭和十四年八月三十一日迄ニ管理者十日市町長片岡保宛申出ラルベク若シ右期日迄ニ申出ナキモノハ管理者ニ於テ適宜改葬スベキ旨照會アリタリ

昭和十四年七月二十八日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

- 一 廣島縣双三郡十日市町大字大歳七一七番地 十六基 百八十四坪
- 一 同 字大歳八二〇番地ノ三 一基 一坪
- 一 同 字大歳七七三番地ノ二 一基 一坪
- 一 同 字大歳八八五番地ノ三 一基 一坪
- 一 同 字四日市六〇〇番地ノ二 三基 六坪
- 一 同 字四日市六七三番地ノ三 五基 二坪
- 一 同 字四日市六六七番地ノ一 一基 一坪

鳥取縣公報 每週曜日發行 (休日ニ當ル) 昭和十四年七月廿八日 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

火金 毎週曜日發行 (休日ニ當ル) 昭和十四年七月廿八日 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

00236

一 同 字四日市六六二番地ノ二 五基 一坪
 一 同 字四日市町六四八番地ノ二 一基 一坪
 一 同 字四日市六六九番地ノ二 二基 一坪

◇鳥取縣告示第四百七十七號

經營者 西 伯 郡 境 町 一
 景 山 圭

右者ニ對シ左記游泳場ノ開設ヲ許可シタリ

昭和十四年七月二十八日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

一 名 稱

境 海 水 浴 場

二 所 在 地

西 伯 郡 境 町 岬 町

三 開 設 期 間

自 七 月 一 日
 至 八 月 三 十 一 日

◇鳥取縣告示第四百七十八號

昭和十四年七月二十二日管下左記村ニ其ノ農地委員會ヲ設置シタリ

昭和十四年七月二十八日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

岩 美 郡 福 部 村
 氣 高 郡 吉 岡 村

小 鷺 河 村

00237

西	同	同	同	同	同	東	同	同	同	同
伯	同	同	同	同	同	伯	同	同	同	同
郡	同	同	同	同	同	郡	同	同	同	同
光	泊	北	成	西	高	瑞	大	豐		
德	谷	美	鄉	城	穗	和	實			
村	村	村	村	村	村	村	村	村		

◇鳥取縣告示第四百七十九號

管下東伯郡畜産組合ニ對シ赤碓定期家畜市場並松崎定期家畜市場廢止ノ件七月二十五日附認可セリ

昭和十四年七月二十八日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

◇鳥取縣告示第四百八十號

因伯牛犢生産検査規則第一條ニ依ル生産検査ヲ左ノ通施行ス依テ昭和十四年五月二十八日迄ニ生産シタル積ノ所有者又ハ管理者ハ該積ヲ所定ノ検査所ニ牽付ケ検査ヲ受クヘシ

昭和十四年七月二十八日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

検査月日	検査場所	検査区域	奉付時刻
七月三十一日	日野郡八郷村清原	八郷村	午前九時
八月一日	同	同	同
八月二日	同	同	同
八月三日	二部村二部	二部村	午前九時
八月四日	同	同	同
八月五日	溝口町中祖	溝口町	午前九時
八月七日	同	同	同
八月八日	同	同	同
八月九日	日光村大瀧	日光村	午前九時
八月十日	同	同	同
八月十一日	江尾村佐川	江尾村佐川、柿原	午前九時
八月十一日	江尾村江尾	江尾村江尾、久連、小江尾	午後四時
八月十二日	米澤村兼用	米澤村	午後四時

八月十四日	同	神奈川村俣野	午前九時
八月十五日	同	洲河崎	午前九時
八月十七日	根雨町濁谷	根雨町野田舟田	午後五時
八月十七日	同	同	同
八月十八日	日野村榎市	日野村榎市、小原別所	午後五時
八月十九日	同	同	同
八月二十一日	黒坂町黒坂	黒坂町	午前九時
八月二十一日	同	同	同
九月一日	大宮村印賀	大宮村	午後四時
九月一日	同	同	同
九月二日	阿毘縁村阿毘縁	阿毘縁村	午前十時
九月四日	山上村茶屋	山上村	午前十時
九月五日	多里村多里	多里村	午前十時

00240

九月六日	日野上村三榮	日野上村	午前九時
九月九日	福榮村福塚	福榮村	
九月十一日	石見村神戸上		
九月十二日	石見村上石見	石見村	
九月十三日	同 下石見		

◆鳥取縣告示第四百八十一號
 氣高郡勝部村八葉寺耕地整理組合ハ目的事項ノ完成ニヨリ解散セリ

昭和十四年七月二十八日
 鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第四百八十二號
 左記ノ通公有水面埋立ノ件認可セリ

昭和十四年七月二十八日

一 埋立ノ追認ヲ受ケタル者
 鳥取縣知事 副 見 喬 雄
 西伯郡中濱村大字小篠津

永 見 壽 幸

一 埋立ノ場所 西伯郡中濱村大字佐斐神字當成灘三、四五六地先
 一 埋立ノ面積 貳反貳貳拾六步
 一 埋立ノ目的 田地造成

00241

彙報

行旅死亡人

- 一 取扱者 岡山縣和氣郡日生町長
- 一 死体検診状況
- 一 本籍、住所、姓名不詳
- 一 推定年齢四十五歳前後ノ男子
- 一 人相、特徴 身長五尺六寸、体重十七、八貫位、容貌腐爛シテ骨接飛出テ一見骸骨ニ似テ不明、髪ハ左分ノ形跡アリ齒上齒十四本下齒二本右大臼齒ニ金齒アリ左下大一、二大臼齒ナシ、右下大一、二、大齒ナシ左下大一臼齒出齒アリ上門齒二本ナシ、右上第一、二大臼齒ナシ
- 一 着 衣 白ボブリン櫻トンボ印シャツ(半袖)白ボブリン櫻トンボ印半ズボン、薄茶色純毛腹巻白晒(一丈二尺)ヲ腹ニ巻ケリ、黒朱子足袋十文半ヲ着用セリ

一 所持品 ナシ
 右六月二十四日岡山縣和氣郡日生町大字多府亥之子鼻沖海面ニ漂流セルヲ發見成規ノ檢視ヲ了シ同町墓地ニ假埋葬ス
 右心當ノ向ハ直接當該町長宛照會相成度

行旅死亡人

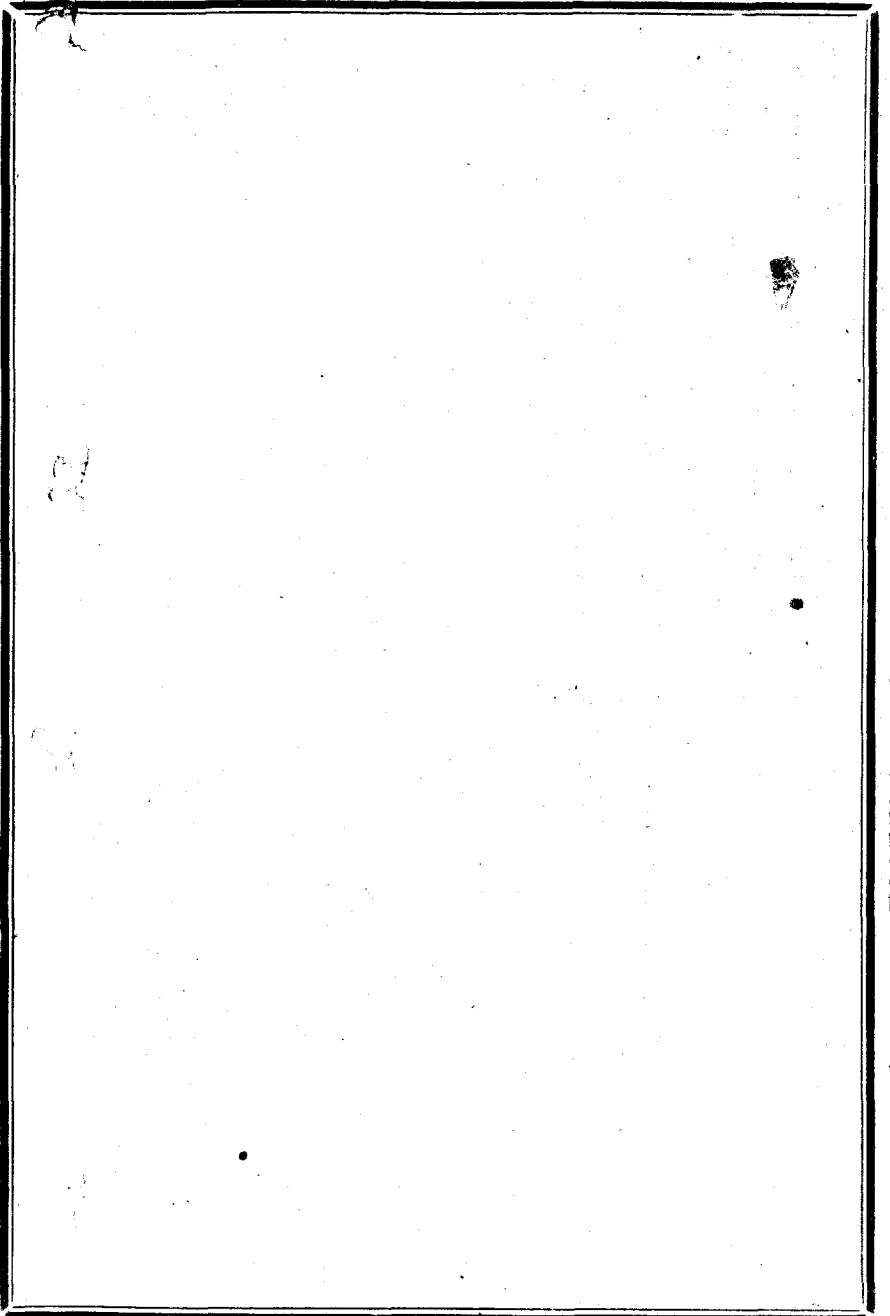
- 一 取扱者 徳島縣板野郡北灘村長
- 一 住所、氏名 不詳男性推定年齢六十歳前後身長五尺二寸位頭髮半白ニシテ五分丸顔ニシテ眼色普通鼻下ニチヨビ髯ヲ置ク着衣合メリヤス上下薄茶色ヲ着黒襪襦袢白綿ネル胴及越中禪ヲ持ツ足袋黒色朱子十文七分トアリ黒地セル基盤ノ着物一重ノ博田黒色紋織角帯ヲ着シ金縁眼鏡但シ耳掛ノ部分ハセルロイドニシテ棹ノ部分クロウム造リニシテ所持品ナシ死後三日位ヲ經過セル死体

右ハ六月十五日午前十時頃徳島縣板野郡北灘村大字析野村字上東地四番地ノ地先通稱(女夫石)海岸ニ漂着セルニ付假埋葬ニ付ス
 右心當ノ向ハ直直當該村長宛照會相成度

00242

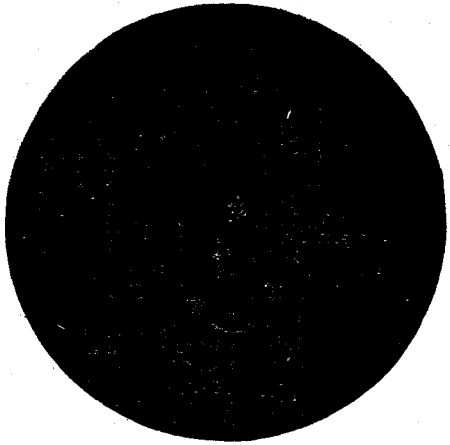
鳥取縣公報 第一千五百號 昭和十四年七月廿八日 (第三種郵便物認可)

八



00243

事變特報



彙

報

第十四號

舉國一致

盡忠報國

堅忍持久

鳥取縣公報

第一千五百號

昭和十四年七月廿八日

(第三種郵便物認可)

九

目 次

- 一 警察署長會議に於ける知事訓示概要……………九頁
- 一 昭和十四年臨時國勢調査に就て……………
- 鳥取縣臨時國勢調査部長 清水谷 徹 一二頁
- 鳥取縣總務部 長
- 一 「軍用資源秘密」指定の(馬)に關する事項について……………(時局課)一六頁
- 事變下に於ける市町村長會議……………(地方課)一七頁
- 金報國記念貯金……………(時局課)一八頁
- 臨時國勢調査の期日切迫に際して……………(統計課)二〇頁
- 昭和十三年全國壯丁の教育程度調査(社會教育課)二〇頁
- 選舉肅正標(ポスター)懸賞募集……………(地方課)二二頁
- ラヂオ健康講座の開講……………(衛生課)二五頁
- 滿洲開發と勤勞報國隊……………(社會教育課)二七頁
- 草刈りを勵行せよ……………(農産課)三〇頁
- 傷痕軍人及遺族に生業助成金の貸付(社會課)三三頁
- 政府への金賣却者(承前)……………(時局課)三五頁

國 調 は 進 む
日 本 の 羅 針 盤

警察署長會議に於ける知事訓示概要

縣下警察署長會議は去る七月十三、十四の兩日縣廳に於て開催せられ、種々必要な指示や協議が行はれたのであつたが、その際知事から大体次の様な意味の訓示があつた。

- 一、治安維持の重責に當る警察官として、多年練成せられたる警察精神の具現に力め、國民の絶對信頼を得るに足る警察の確立を期すること、
- 一、銃後國民の時局認識を徹底せしめ、軍人援護其の他の實施事務の完全を期すること、
- 一、防空思想の普及徹底を期し、警防團員及監視哨員等の訓練に意を用ふべきこと
- 一、共産主義、外國の謀報活動等の査察取締を周到ならしむべきこと
- 一、歸還將士、出征遺・家族、軍事援護事業者等とよく協調し、遺憾なきを期すべきこと

一、物價問題、物資統制等に對し、國民が進んで國策に協力するやう適正なる指導取締を行ふこと、

- 一、保安警察事務は聖戰目的遂行上重要な影響を及ぼすものであるから、適正なる方策を立て取締に任ずべきこと、
- 一、産業報國運動につき、今後一段と産業人の積極的協力を促すと共に、勞働者の收入増加に伴ふ貯蓄獎勵・消費節約等に適當なる指導をなすべきこと、
- 一、勞働賃金統制令、工場就業時間制限令の圓滿なる運用を圖ること
- 一、經濟統制諸法令の違反は國策遂行を亂す重大なる反國家的行爲であるから、斷乎たる取締を加ふべきこと、
- 一、刑事警察に關しては事變前に比して犯罪の

減少を來してゐることは喜ぶべき現象であるが、時局を利用する犯罪に於ては特に注意すべきものがあるから、一般民人の關心を協力を喚起してこれが未然防遏と時局惡質犯の檢舉に努むべきこと、

一、曩に施行せられた農會總代選舉並に鳥取・米子兩市會議員選舉に於ては、尙多年の宿弊の一掃せられざるものがあつたから、今秋の貴族院多額納稅議員並に縣會議員選舉の取締に就ては、最も適切なる方策を講じて縣民の自覺を促し、極力選舉犯罪の未然

防止を圖ると共に買収其の他惡質犯に對しては徹底的に取締を勵行し、事變下に行はるゝ本選舉をして眞に意義あらしめ肅正の實を擧ぐるやう留意すること、

一、人的資源の擴充強化は重要喫緊の事柄であるから、結核の防遏・國民体力管理・母性及乳幼兒の保健・醫療の徹底・榮養の改善・民族素質の改善・花柳病の防遏・戰時防疫の強化等の諸方策の實施運用につき格段の努力拂ふべきこと、

昭和十四年臨時國勢調査に就て

鳥取縣臨時國勢調査部長

鳥取縣總務部長

清水谷 徹

來る八月一日に全國に亙つて臨時國勢調査が行はれます。國勢調査と申しますと從來は、皆様御承知の通り、人の數や、男女の別や、年齢

や、職業等を調査したのでありますが、今回の國勢調査はこれとは異り臨時特別のものでありまして、調査の内容も非常に違つて居ります。

一口に申せば「消費の國勢調査」又は「物の國勢調査」とでも云ふべきものであつて、我が國民の衣食住に用入る物品が一ヶ年何れ程であるか、其の地域的分布の狀況はどうなつてゐるか云ふことを調べるのであります。

即ち今回の國勢調査は、商店其の他物品を販賣する人に就て、これ等の人々が全國民に代つて國勢調査申告書にいろいろの事項を書き入れて申告して戴くのであります。申告の事項はいろいろありますが其の中の重なるものを申しますと、先づ第一には米とか、味噌とか、銘仙とか、又シャツとか、傘とか或は電球、石鹼、時計、化粧品、書物、フィルム、レコードなど内閣總理大臣が指定した生活用品について、一年間の賣上高を小賣と卸賣とに分けて申告するのであります。次には其の店に働いてゐる人の數や、男女、年齢、教育程度等を申告せねばなりません。又其の店が米屋か、呉服屋かと云ふ商賣の種類や、同じ呉服を扱つて居る店でも小賣店であるか、卸賣商であるか、或は生産小賣商、

産業と合であるかと云ふ様な、業態の別をも申告することになつてゐます。

此の調査は來る八月一日に内地外地を通じて全國一齊に行はれるのであります。其の手續は從來の國勢調査と同じく縣廳には臨時國勢調査部を、市町村には臨時國勢調査係を設け、内閣から任命せられた千二百人の國勢調査員が打つて一丸となつて此の調査事務に従事するのであります。尙今回の國勢調査は商店の調査の他に農家の如き、米を作つてこれを飯米に用ふるといふ自家消費の方面や、又住宅建築の如き、物資配給の有様が普通と違つた方面などについては、別に特殊の調査をすることになつて居りますが、これ等の事柄に就ては此處に説明を省略致します。

所で何故斯様な大調査を急に實施せねばならぬのでありませうか、今回の如き特殊の國勢調査を行ふ理由を簡単に申し上げます。皆様も御承知の通り支那事變は一昨年七月に勃發したのであります。此の事變處理の窮極の目的は我

00249

が國は單に蔣介石一派の排日抗日の運動に對して之を挫ぐ爲に戰つてゐるのではない。支那の背後に在つてこれを尻押しして我が日本及東亞諸國の正當な發展を妨げやうとする國々に對して我が國の正當な主張を認めさせるに在るのであります。其の結果今次事變の終局については仲々見透しがつかなくなり、又今後容易ならぬ相手が出て參ることゝ存じます、今こそ我々國民はしつかりと腰を据へて、この事變の長期對策を實行して行かねばならぬ場合に立到つたのであります。

そこで此の長期建設の實行に當りまして、一番問題になるのは我が國の物資の問題であります、我が國の物資は餘り豊でない所へもつて來て、今後長期建設の爲に要する物資は仲々多いのであります。此の物入りを國內の經濟の遣り繰りによつて賄つて行く様にするには仲々容易でないのであります。我が國の現状では政府に於て軍需産業の生産擴充の計畫を樹てる上に於ても又貿易の振興計畫を樹てる上にも其の

結果は多かれ少なかれ凡べて國民の消費生活に響いて參ります、或る計畫が國民の日常生活に如何に影響するかと云ふことを見極めないでは所謂行き過ぎ行き足らずの結果を來するのであります。又消費節約にしても其の節約方面を何れに選ぶべきか、又節約に依る物資の餘裕は如何程あるかと云ふやうな點に、はつきりとした見透しがなければ具體的の實行計畫は樹ち難いのであります。或は又輸出入の統制産業の轉換等の諸種の計畫を樹てるにしても、其の計畫の實施が國民生活に及ぼす影響を豫め検討して置かなければ其の實施に當つては意外の障害にぶつかるのであります。

凡そこれ等長期建設に必要な國家の諸計畫を出來得る限り有効に立案し、其の計畫實施の結果起り得べき附隨現象を出來得る限りの確に豫見し其の對策を豫め考究し得る爲の材料はいろいろ考へられますが、其の中現時局に於て最も必要とされながら最も缺如して居るものが國民消費の別況なのであります。之が今回萬難を排

00249

して此の國勢調査を實施せらるゝに至つた理由であります。

今回の國勢調査に於て管に物品の販賣高に止まらず、従業者の數とか、年齢とか、教育程度とかをも調べますのは矢張りさう云ふ意味から出たのであります。國民の消費物資を取扱つて居る人々の人的方面の事情を明かにして置くことが大變必要なのであります。又今回配給の機構を調査するのも右と同様でありまして、物資の消費と配給の機構とは一體不可分の關係にあるからであります。歐洲大戰に於て獨逸國民が生活物資の缺乏に苦しんだのは、此の配給組織に對する計畫の不完全によるが多かつたと云はれます。

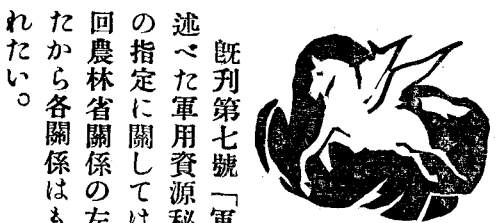
偕て今回の調査に於ては物品の販賣を營むもの、それと物品買の仲介を營むものと、旅館料理店飲食店及之に準ずるものと、これ等三つのものについては固定の店舗によるものは勿論露店行商によるものも洩れなく其の總てを調査するのであります。そこでこれ等の當業者の方

々に此の機會に御願ひ致したいことは今回の國勢調査では物品の販賣又は仲介を爲すものは昨年八月一月から今年七月三十一日迄の一ヶ年の賣上高と、内閣總理大臣の指定した物品の八月一日現在の手持數量とを申告せねばなりません。又旅館料理店飲食店及之に準ずるものは、昨年八月一日から今年の七月三十一日迄の一ヶ年の飲食料品の仕入高を申告せねばなりません。調査期日も間近に迫つて居りますので出來るだけ早く其の用意をして置いて戴きたいと存じます、どう云ふ品物について申告するかと云ふことは、既に豫習調査も済み國勢調査員が皆様の許に本申告書を配つてある筈でありますから、それに就て先程から段々申述べました今回の調査の意義を御諒承下さつて若し不明の點等があった場合はよく國勢調査員と協議の上豫め御留意下さらんことを御願致します。

以上は今回はれる國勢調査の大様を申し上げたのでありますが、終りに望みまして一言附け加へて置きます、それは前にも申しました様

に今回の調査は商店の賣上高其の他を調べます
 がそれは國民の消費事情を調べる一の方便な
 でありますから決して税金の標準等を作る爲の
 ものでありません。此のことは先程からの説明
 によつて既に御諒承下さつた事と存じますが念
 の爲に申して置きます。勅令に於ても嚴重な規
 定が設けられて居りまして、國勢調査の申告書
 は決して統計以外の目的には使用しないことにな
 つて居ります。皆様は當局を御信頼下さいま
 して御安心の上、是非眞心をこめて正しい申告
 をなし、之によつて非常時の國家の政策を正し
 く樹立することに參與して戴きたいことを呉々
 も御願して置く次第であります。

汗で報國
 貯蓄で護國



「軍用資源秘密」指定の
 「馬」に關する
 事項に就て

既判第七號「軍用資源秘密保護法」の解説に
 述べた軍用資源秘密保護法に基く秘密軍用資源
 の指定に關しては別項既記の如くであるが、今
 回農林省關係の左記事項につき縣に通牒があつ
 たから各關係はもとより其の他一般に注意せら
 れたい。
 尙業務に因り軍用資源秘密を知得し又は領有
 した者が政府の許可を受けず、又は詐欺の方法
 で許可を受けて、外國若くは外國の爲に行動す
 る者に漏泄し又は公にした時は一年以上の有期
 懲役に處せられ、又右の者が政府の許可を受け
 ず又は詐欺の方法に依つて許可を受けて之を外
 國人に漏泄した時は二年以下の懲役又は五十圓
 以下の罰金に處せられることとなつてゐること

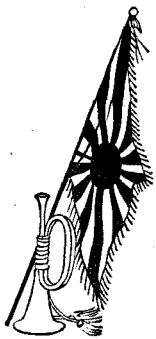
も先掲の通りである。

軍用資源秘密事項

- 1 壯齡馬數(全國又は道府縣以上の範圍に互る明け四歳以上明け十七歳迄の馬)
- 2 軍用保護馬の總數(全國又は道府縣以上の範圍に互る昭和十三年一月一日以降總數)
- 3 昭和十二年十二月三十一日以前に於ける壯齡馬の總數(全國又は道府縣以上に互る範圍)
- 4 壯齡馬及軍用保護馬の性別・年齢別・種類別又は用役別(全國又は道府縣以上に互る範圍)
- 5 馬の總數及性別・年齢別・種類別又は用役別數(全國又は道府縣以上に互る範圍)
- 6 種牡馬、候補種牡馬、優良種牝馬、蕃殖牝馬の總數及種類別、年齢別生産用區分別數(全國又は道府縣以上の範圍)
- 7 馬の生産總數及市場賣買總數、其の性別

- 8 年齢別、種類別又は用役別(全國又は道府縣以上の範圍)
- 9 軍用資源培養總數並に之に對する軍馬資源移植數(滿洲國に於けるもの)
- 10 漁船乗組無線通信有技術者總數(昭和十三年一月一日以降の縣以上の單位)

× × ×



事變下に於ける

市町村長會議

去る七月二十四・二十五の兩日に互り、長期戦下に於ける縣下市町村の行政各般にわたる態勢を一層強化して、その完璧を期すべく市町村

00252

長會議を開催し、宮城遙拜、黙禱、自治制發布五十周年記念式に賜りたる 勅語奉讀、知事訓示、指示、注意、懇談協議會等があり、且つ總務部長の公債の消化、國民貯蓄、物價の抑制、資源開發、回收及物資節約、國際收支の現況中金政策、生産擴充計畫、物資動員計畫等に關する口演があつた。

尙其の第一日に於て緊急縣町村長會を開き全員一致決定せられた宣言及決議は左の通りである。

宣 言

東亞新秩序の建設完遂は我が帝國に課せられたる大使命なり、之を妨害する蔣政權の壊滅を期するは勿論、極東に野心を藏する第三國の不法なる援蔣行爲は斷乎排撃し敢然膺懲を加ふる牢固たる決意と覺悟とを以て愈々銃後の赤誠を捧げ、協心戮力綜合國力を發揮し國是貫徹に邁進せんことを期す。

決 議

- 一 支那事變當面の敵は獨り蔣政權のみにあらざるを明瞭に暴露せる今日、是等援蔣第三國に對し敢然膺懲を加へること、
- 一 我輩國の大精神を顯現し、聖業輔翼の實を擧揚すること。

x x x



金報國記念貯金

長期建設戰に對處する金賣却運動は着々具現せられて、全縣下の金所有者達は續々その所有の金を政府に賣却せられつゝあるのであるが、かゝる賣却せられた金の賣却代金は、これを記念の爲に貯蓄にして置くことが金賣却の精神

00253

から云つても又國家の爲に一層努力を立立つ點から云つても有意義な事である。依つて今回この記念貯金の途を開いて取扱をする事となつた。

一、金報國記念支那事變國債の買入れ
金報國記念の爲に支那事變國債を買入れようとする人は其の旨金賣却取扱店に申出れば、取扱店で無手数料で取扱ふことになつてゐる。

1 種類及賣却價格

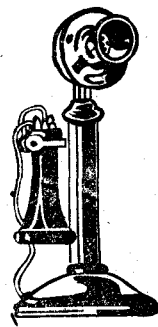
種類	賣却價格
二十五圓券	二十四圓五十錢
五十圓券	四十九圓
百圓券	九十八圓
五百圓券	四百九十圓
千圓券	九百八十圓

右の賣却價格の外に買入の日迄の經過利子が幾分加はる

- 2 利率 年三分五厘
- 3 利 廻 年三分六厘八毛
- 4 元利金支拂場所 全國の郵便局、日本銀行支店、代理

店

- 5 保管の便宜
買入れた國債は日本銀行支店又は代理店に依頼して日本銀行に登録するか、又は郵便局で保管して貰へば絶対に安全である。登録には手数料は入らない。
- 6 郵便局の保管料は一枚につき十錢である。萬一國債を賣却したい時は郵便局や有價證券引受會社で、僅かな實費に相當する手数料を差引いた時價に經過利子を加へた額で買入れる。
- 二、金報國記念預金、貯金又は金錢信託取扱店が
 - 1 特別銀行及普通銀行である時は「金報國記念預金帳」
 - 2 貯蓄銀行である場合は「金報國記念貯金帳」
 - 3 信託會社である場合は「金報國記念信託證書」
 をそれぞれ準備してゐる。



臨時國勢調査の期日

切迫に際して

支那事變の長期建設に備ふる國策樹立に重大使命を持つ、商店と、物の臨時國勢調査の期日即ち八月一日は彌々切迫しました。縣に於ける臨時國勢調査部では之が調査の完璧を期する爲本月二十一日更にその調査部員十三名を増員任命して、目下市町村に於ける準備調査並に指導に當つてゐるのであります。一方縣民各位に對しては充分理解ある協力を求むる爲、再三本報及び「ラジオ」等を通じて調査趣旨の徹底に努めてゐるのであります。各位は克く此の非常時國策樹立の意義を認識せられて、正しい申告



をなし以て官民一致、東亞新秩序建設の大業完成を期せられんことを切望して己まないのであります。

昭和十三年

全國壯丁の教育程度調査

昭和十三年壯丁教育調査は四月十六日より七月三十一日迄に、全國二千四百二十二ヶ所の調査場で實施せられたのであるが、今この調査結果によつて我が國に於ける教育程度の狀況を概観する事とする。

一 教育の程度

今該年度調査に現はれた壯丁の教育程度別人員の割合を記すと次の通りである。

1	不就學	〇、四%
2	尋常小學校半途退學	一、九
3	尋常小學校卒業	一、二、二
4	高等小學校在學及半途退學	四、三
5	高等小學校普通科終了	〇、四
6	高等小學校卒業	二、七、三
7	青年學校本科在學及半途退學	一、二、三
8	青年學校本科卒業	一、七、九
9	青年學校研究科終了	五、二
10	中等學校在學及半途退學	四、〇
11	小計(中等の學校を卒業せざる者)	八、五、九
12	中等學校卒業	一、〇、〇
13	專門學校卒業	二、五
14	大學各部卒業	一、六
15	小計(中等學校卒業以上の者)	一、四、一
合計		一〇〇、〇

右の表によつて見ると全國に於て前表より10に至る中等學校卒業に達しないものが八五、九%でこの數約五十三萬人、中等學校卒業以上の

者が一四、一%で此の數約八萬六千人であつて以上内譯中多數を占めてゐるものは高等小學校卒業者の約十七萬人、青年學校本科卒業者約十一萬人、尋常小學校卒業者約七萬五千人である而して大正十四年後の尋常小學校、高等小學校、青年學校本科の各卒業者の大体を比較すると

尋小卒	高小卒	青本卒
大正一四年 二〇、六	一五、一	四、七
昭和五年 一七、八	二〇、六	一〇、二
同 一〇年 一三、八	二三、四	一二、九
同 一一年 一二、二	二〇、三	一八、二
同 一二年 一〇、八	一七、六	一四、七
同 一三年 七、四	一六、七	一四、三
(昭和十二、十三年青本卒には研究科終了者を含む)		

以上の表に依つて見る如く、尋常小學校卒業程度の者は三分の一に減少してゐるのであつてこれだけ日本の教育程度の向上して居ることが解るのである。高等小學校卒業程度の者は昭和

00256

十一年に於て八萬餘を増加しながら其の後又減少して殆ど元に戻つてゐるのは、昭和十年に青年學校制度が確立して、高等小學校卒業後青年學校に入學した者が多いことを示すもので、これ等の事實は、我が國民の教育の水準が僅か數年間に高等小學校卒業から、青年學校卒業程度に進みつゝ、あることを現はしてゐる。

二 小學校教育との關係

尋常小學校を卒業しなかつたものは、大正十四年の調査以來逐年減少してゐるのであるが、本年度の調査に依れば不就學に於て二千四百六十七人、尋常小學校半途退學者に於て一萬一千三百六十一人、兩者を合した一萬三千八百二十八人が小學校を卒業しなかつた者であり、全壯丁の二三%に當つてゐる、之を大正十四年度と比較すれば約五分の一に減少して居る。尋常小學校を卒業しなかつた原因としては、

身體的・精神的原因(病弱、發育完全、瘋癲、白痴、不具、癱疾等)

二、八六五人 二〇%
家庭事情(雇傭、徒弟、家業の手傳ひ、出稼、乗船等) 九、五六六 七〇%

學校嫌忌・學業不振 六六七 五
其他 七三〇 五

となつてゐる。次に不就學者は身體的精神的故障に因る者が約六〇%、半途退學者は家庭の事情に因る者が約七七%である。この中で家庭の事情に因り、就學或は卒業に至らなかつた者に對しては、義務教育の建前からしても特に考慮を要するものである。

三 青年學校との關係

尋常小學校卒業後、上級學校に進級しなかつた者と高等小學校及青年學校普通科半途退學者の數は約十萬人、之等の者は少くも青年學校普通科に相當する學校に入學することの望ましかつた者である。次に初の教育程度表中から9迄の者を青年學校本科入學該當者とすればそ

00257

の數は約三十九萬人で、その中から青年學校本科卒業業者(研究科終了者をも含む)約十四萬人を控除すると青年學校本科に入學しなかつた者は約十七萬人、之に本科在學及半途退學者約七萬五千人を加へた二十四萬五千人が青年學校本科を卒業しなかつた者である。その理由としては種々の原因があるのであらうが之等の者は青年學校教育の本旨をよく考へて、是非青年學校本科への入學或は修學繼續が望ましかつた者である。

四 青年期に於ける移動狀況

中等學校卒業以上の者を除く壯丁の尋常小學校卒業後(卒業せざる者は年齢十二年以後)を基準として青年期に於ける移動狀況を調査した處によると、

自己の道府縣に居住したることなき壯丁

(一年未滿住居したることある者を含む)

七二、九%

同上に居住したることある壯丁

内譯 一年以上 三年未滿

二七、一 一八、七

であつて、その三年以上のものは約十萬人に達し昨年度と略同數である。

之を市部と郡部とに分けると、人員に於て市部約二萬三千人、郡部が七萬四千人であるが、總數に對する割合では市部が十九%郡部が一八%で大差がない。之等の數字は青年期に於ける移動の相當に激しい事を物語るものであつて、教育上十分な研究と考慮を要するものである。

x x x

選舉肅正

『ホスター標語』

懸賞募集



支那事變はいよゝ長期建設の段階に入りま

した銃後のわれ／＼は一層緊張して夫々の職務に精勵し、銃後の守を固めなければなりません。本年九月には縣會議員選舉が行はれます。戰場の勇士の方々が後顧の憂なく御國の爲に盡すことが出来ますやう立派な選舉を行ひますことは銃後のわれ／＼の第一の責務であります。

この國家未曾有の重大時機に際し、選舉民は一人残らず曇りのない一票を投じ理想的選舉の實現を期するやう、廣く一般に呼びかけ、深く刻みつけるやうなポスター、標語を募集致します。左記要項御参照の上奮つて應募下さい。

懸賞募集要項

- 一、用紙
ポスター四六半截(約新聞紙二頁大) 色彩は三色以下のこと標語は官製はがき
- 二、宛名
鳥取縣廳總務部地方課
- 三、締切 八月三日
- 四、發表 八月八日

五、賞金

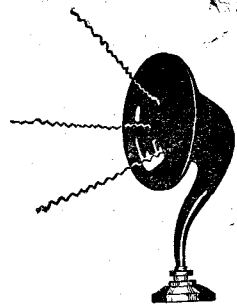
- ポスター 額面五十圓割引國庫債券 一枚
- 標語 一等 額面十五圓割引貯蓄債券 一枚
- 二等 額面七圓五十錢割引貯蓄債券 一枚

六、審査は鳥取縣廳にて行ふ。審査員は左の如し

- 總務部長清水徹、警察部長猪俣二郎、學務部長小林誠一、地方課長兼時局課長大村霽、學務課長兼社會教育課長山崎高

七、其の他

版權は鳥取縣の所有とし、ポスター圖案は多少之を補正することあるべし。



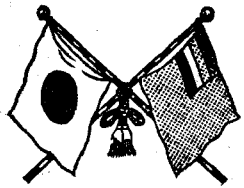
ラヂオ健康
講座の開講

東京放送局では左記の日程によつてラヂオによる健康講座を設けて、七月二十五日から九月九日迄二十一回に亘り、朝のラヂオ体操及ニュースの後を受けて三十分間づつ放送することになりました。各位の聴講を希望します。

期間 七月二十五日から九月九日迄
毎週、火・木・土の三回、計二十一回
午前六時三十分より三十分間
内容並に講師

- 1 神經衰弱の豫防と腦の健康法 植松七九郎
- 2 トラホームその他眼病の豫防と眼の健康法 醫學博士石原忍
- 3 耳と鼻の健康法

- 4 喉の健康法 同 細谷 雄吉
 - 5 結核の豫防と肺の健康法 同 颯田 琴次
 - 6 高血壓・低血壓の豫防と養生法 同 春木 秀次郎
 - 7 胃腸の健康法 同 橋本 寛敏
 - 8 盲腸炎・腹膜炎の豫防とその健康法 同 藤井 尙久
- その他時局下産業従業員を對象とするもの、東洋醫術、日本醫術等の全体療法等尙テキスト希望の向は代價三錢で放送局から送ります。



滿洲開發と

勤勞報國隊

00260

一 今次聖戰と東亞

聖戰今や二ヶ年赫々たる戰果に新生支那は胎動し東亞新秩序の目標は漸く鮮明ならんとしてゐる。然れども一方戦局は日一日と擴大し、暴支膺懲は徹底的に敢行せられつゝある。一面戰爭一面建設と云ふ長期建設戰こそは、我が八紘一字の大精神に則つて新東亞を具現することに外ならぬのであつて、これが今次事變を聖戰と呼び興亞の聖業と謂はれる所以である。

滿洲事變は滿洲帝國の誘引をなし今次の事變は新生支那を誕生せしめる。そして新生滿洲と新生支那は日本を中心として打つて一丸とする新東亞の中堅でなくてはならぬ。この中心概念に反して英佛其の他の諸國の對東洋政策が徒らに東洋の舊秩序を維持しようとする處に彼等の時代的錯誤、東洋の現在に對する認識不足が存在するのである。我が國はこの諸外國の認識不足を是正し、東亞の新秩序を諒解せしめてこの建設に協力せしめねばならない。もし何處までもこの新狀態に反抗しやうとするならば、吾等

は徹底的にこれと争はねばならないのである。

一 日滿一體の體制

この體制を形成する中途の現段階として我々は滿洲國との一心同體協同經營の必要性を痛感するのである。日本國と滿洲國とは二にして一全く精神的にも物質的にも内外の差異を見ないまでの協働體でなければならぬのだ。既に我が

天皇陛下と滿洲國皇帝陛下に於かせられては、この日滿一徳一心の精神的不可分を示範遊ばされつゝあるのである。この協同一體の精神的不可分を具體化せられたものが滿洲國大同元年(昭和七年)九月十五日調印せられた日滿議定書である。日滿兩國の現體制はすべてこれを基調として組織せられてゐる。

日滿議定書はこの日滿の特殊不可分關係を法的に規定した最初のものであると共に、從來の國際法上にも其の例のない新體制を規定して居り、將に東亞に於ける國際生活の根幹をなし、

00261

且つ東亞復興の先驅たるべきものである。

それは軍事的防衛に止らず、廣義國防に關聯する滿洲國經營に日滿共同の責任を明確ならしめてゐる。建國後八ヶ年の建設と隆昌とは、實に日滿議定書が現實に顯揚せられた事態である。

一 滿洲國の發展

日本帝國は康徳四年(昭和十二年)十二月一日を期して率先、治外法權撤廢の劃期的大事業を敢行した。この頃から滿洲國の儼然たる存在は列強の認めざるを得ない所となり、康徳四年末にイタリー、翌五年にはドイツ・スペイン・ハンガリーと着々滿洲國を承認し、本年に入りては滿洲國は日獨伊防共協定に正式参加して防共樞軸の東亞に於ける一翼となつていよいよ重大な使命を擔ふこととなつたのである。

これは半面に於て滿洲國々運の躍進が如何に目覺しいかを語つてゐるのであつて、それは國政各般について實證し得るのであるが、今その

一、二の點を記述すると、先づ治安の肅正は着々成果を擧げて、建國當初約三十萬と稱せられた全滿の土匪兵匪は現在に在りては五千にも充たず、僅かに東邊道の山嶽地帯或は三江省の奥地に遁入して斷末魔の喘ぎを見せてゐるに過ぎない。これは日滿兩軍の緊密なる共同による不斷の肅正工作が齎した輝かしい實績である。

日滿議定書に基き、皇軍は滿洲各地に駐屯して外敵防衛を完うすると共に、滿洲國軍を指導し、これとの共同作戦によつて國內治安の肅正に當り、支那事變の戦時下に在る皇軍に優るとも劣らぬ任務を遂行してゐる。一方滿洲國軍も建國當初の傭兵時代から募兵時代に入り、明年度からは國民皆兵の主義に基き徵兵制度が實施されやうとしてゐるのである。この滿洲國軍の發達の一事を以て見ても如何に滿洲國の民生が振興せられ、三千萬民衆が安居樂業を謳歌してゐるかが認識せられるのである。

しかして滿洲國はこの治安確立の上に、今や施設各般を擧げて國防國家として充實整備を急

ぎ、國民又總動員體制を以てこれに當らんとし
てゐるのである。次にこれが目的達成の爲に實
行せられつゝある三大國策について述べる。

一 産業開發五ヶ年計畫

鑛工部門を最大重點とし、これに交通通信並
に農畜産兩部門を加へ、康徳八年(昭和十六年)
を到達目標として目下第三年度の経過中である
が、これは建國後第一次經濟建設を基礎とする
第二次建設に當り、滿洲國の國防經濟を確立す
ると共に併せて厚生經濟の擴充に資し、民生新
興に寄與するところのものである。

この計畫は事變勃發後の康徳五年(昭和十三
年)に積極的な大修正を行はれたが、當初の所
要資金二十億圓が修正計畫に於て約六十億圓に
増大された事に依つてもその大体が窺はれるの
であつて、日本の大陸開發に於て先づ特殊不可
分關係にある滿洲國の開發に重點を置くもので
ある。尙北支及び内蒙地域は、日支間の歴史的
經濟的關係よりその資源開發利用は日本の積極

的企圖を以て行はるべきものであるが、この方
面の開發は滿洲開發の補強的地位として實施す
ることに決定せられた日本政府の方針によるも
のである。

即ち滿洲國産業開發五ヶ年計畫は、日滿共同
の責任と負擔を以て遂行せられつゝあるものであ
つて、本計畫は日本側の修正生産力擴充四ヶ年
計畫と不可分の關係に置かれてゐるものである

一 開發政策

昭和十一年八月、對滿移民國策として二十ヶ
年百萬戸を目標とする大量移民計畫が樹立され
たのであるが、本年度は集團開拓民一萬戸、自
由開拓民一千戸の他に滿洲國開拓青少年義勇隊
三萬人の入殖が計畫せられ、目下陸續として渡
滿してゐる。滿洲國開拓民が從來の南米・南洋
への邦人移民とその範疇を異にして、優秀なる
大和民族たる開拓民が滿洲國の構成分子として
多數に移住して定着し、建國の精神を體して民
族協力の實を擧げ、相携へて建國の大業に參加

するのは、即ち滿洲國に於ける王道華土、道義
國家を具現する所以である。又滿洲開拓義勇隊
は日本内地に於ける純真潑刺たる農村子弟五十
萬人に對して、希望の新天地を開拓せしめ、青
少年の精神を鍛鍊陶冶して國民精神の作興を圖
り、更に東洋永遠の礎石たらしめようとするも
のである。

かくして開拓國策は日本に在つて今や一大國
民運動として、滿洲に於ては東亞農民新秩序の
建設、東亞精神作興の大事業として、着々發展
しつゝある状態である。

一 北邊振興三ヶ年計畫

滿ソ國境二千呎に互つて一面國防一面厚生を
目標とする樂土滿洲を建設し、國境七省を擧げ
て東亞安定の不動の礎石たらしめんとする綜合
的計畫であつて、軍備の増強、産業開發五ヶ年
計畫及び開拓政策の遂行に照應しつゝ、交通通
信の完備並にこれに伴ふ輸送力の増大、都市に
於ける電氣・給水・防水・防衛等諸施設の完備・農

畜産・増進並に諸産業の發展等に全力を注せ
んとするものであつて、これに要する豫算總額
約十萬圓を見込んである。

滿洲國々境建設充實は、單に軍事施設を以て
足れりとする事は出来ないで、そこに民生の
躍進的向上を招來し、富家強國を實現すること
こそ、國境の守りを彌が上にも堅くする所以で
ある。

滿ソ國境が日滿共同防衛の原則上廣義の日ソ
國境であることを思ふと、この北邊振興の事業
が日本國民も滿洲國民と同様その責任の重大な
るを思ふのである。

一 滿洲建設と勤勞報國隊

日滿兩國政府間で協定せられて、今年度から
興亞青年勤勞報國隊が派遣せられる事となり、
本縣よりも先頃百五十名の隊員が渡滿したので
あるが、この報國隊が主として滿洲國境地帯及
びその背後地並に開拓地等に於て建設事業に従
事し、滿洲國が當面する上述三大國策の具現に

00264

寄與すると共に勤勞報國精神の鍛錬をなす事は誠に意義深いものがあるのである。

凡そ日本帝國の眞の國難は外敵の如何よりも國民思想の健全に在るとも云はれる。銃後に在りて將來日本帝國繼承の大任を双肩に擔ふべき青年層が、滿洲國の實地を見學し體驗すると共に、勤勞による報國の大信念大氣魄を鍊成することが、帝國の大陸政策・新東亞建設に如何に緊切な意義を持つことか。斯く觀じ來る時、八紘一宇の大精神に光被されんとする新東亞、特にその樞軸的據點をなす滿洲國に、青少年の勤勞報國隊を派遣するこの意義、思ひ半ばに過るものがあらう。

銃後國民の勤勞奉仕は、殉忠報國の至誠を披歴する皇軍の奮闘努力を思ふとき、それは國民各自の義務であり、また

至尊の鴻恩に報ひ奉らんとする微衷の表現である。即ち東亞新秩序の建設は青少年の熾烈なる奉公の精神と、大陸に對する深き認識に俟つこと甚だ大である。こゝに興亞青年勤勞報國隊の

大眼目がある。



草刈りを勵行せよ

我が國は昔から豊葦原の瑞穂の國と申しまして、實に五穀の實りのこの上もない立派な國であります。しかし近來の人口増加と國土の狭少なことは「持たざる國」と云ふ言葉さへ生れたのでありますが、よく考へて見ると決して日本は持たざる國ではないのであります。

我が國は雨の量も相當ありますし、氣候は溫和であり、動植物も他國に類のない程生育してゐるのであります。我が國內地と同じ七千高の人々を持ち、日本の三倍以上の耕地をやつて

00265

のるドイツが食料品を外國からの輸入に仰がねばならぬ實情に較べますと、水の利用の出来る我が國の有難さが思はれるのであります。

しかし近來の金肥利用の激増の傾向は農民の現金支出を非常に増加しまして、農民の生活に大きな苦難を與へることは重大問題と思はれるのであります。昔は農村では田植が済むと朝の草刈りは收穫間近迄の大切な行事でありまして老も若きも毎朝食前の仕事であつたのであります。先年來金肥が安かつた時代の影響であるか、何處とも一般にこの朝草刈りの衰微を見ている風があるやうであります。特に最近輸入統制、肥料配給統制等の國家の政策は一しほこの草の利用について、農家の認識を新たにすることを要があると思はれるのであります。

我が國に於ける草の利用

昭和九年から十一年迄の内地に於ける平均肥料消耗状況を見ると、

販賣肥料 二億七千六百萬圓

自給肥料 三億二千八百萬圓
内譯

堆肥	一億六千七百二十萬圓
綠肥	二千五百七十七萬圓
人糞	五千六百五十萬圓
その他	七千八百五十四萬圓

でありまして、堆肥の六割を草とすると綠肥と合せて約一億三千萬圓、金肥料の約二割が草から生れることになりました。又野干草の利用は約二千萬圓と思はれるので、現在に於ける日本の草の利用程度は一億五千萬圓と、その他に春から秋にかけて家畜の食べるものであると云ふことが出来ます。

しかし我が國の現状から考へますと、未だ販賣肥料として購入されてゐる部分にも草の利用によつて、現金支出を減少し得る餘地は多分にあると思はれるのであります。

草と動物

動物にとつて草は絶対に必要なものでありま

す。即ち草の中の葉緑素は空中から炭酸ガス、地中から水分、窒素、灰分を取りまして、太陽の光を受けて同化作用を營んで澱粉、蛋白質等の潜勢力のある物質即ち營養分を作つて體内に貯藏しますが、これが動物に攝取されると潜勢力から再び動勢力に變つて体温とか力源となるもので、云ひかへれば草は人を始めすべての動物の生存に必要な太陽のエネルギーを種々な營養分に變形貯藏する機關なのです。植物以外にはこの力は無いのですから、「すべての動物は草から生れる」と云ふことが出来るのであります。草は普通の營養學でいはれてゐる分析的な成分ばかりでなしに、何か野生の草としての特別な力が存在してゐるらしい點があります。現在では未だ科學的には説明はつかないのですが大都會の大根より田舎の大根の方が賞味せられ、野生の獨活(うど)の香氣が栽培獨活より一層強く、藥用植物でも天然のものの方がよく効くと云はれるやうに、人間の保護栽培によつて出来た作物より自然のものには一種の力が存在する

ことは否まれない處でありませう。野生の草は自然界に於ける生存競争の適者生存の理法によつて自力によつて繁茂してゐるものですから、どうしても強い力を持つてゐるものと思はれます。

成分から云つても若草には蛋白質量が二〇パーセント以上もあつて、穀物以上の含有量の時があります。實驗に依ると野生の「カモガヤ」と「ナガハゲサ」の二種の干草を細かに粉にして、販賣されてゐる甘パンに五%、一〇%、一五%、二〇%、二五%、三〇%、三五%と云ふ風に混ぜて白鼠に與へたら、干草粉の量に比例して體重が増加して、三五%の分は殆ど完全食を與へたものに近かつたと云ひます。

この點から考へても、方法によつては干草の粉は人間の食料品に混用しても立派に人体の榮養資源として利用し得ると云はれてゐます。

多角農業と草

こゝからの農家はどうしても牛も飼ひ、

ひ鷄も飼ひ、進んではこれらの農産加工にも及び農業經營に移らねばなりません。家畜の飼養による草の利用、そして厩肥堆肥による金肥の節約に、もつと努力しなければなりません。それにつけても現在の農家として、もつと朝草刈りの美風を奨励して、草の利用を一層強化する必要があると思ひます。農家の田地や畠で有機質の不足を告げてゐるもの、石灰を撒布しながら草肥の使用を怠つてゐるもの、金肥を使用しながら草の使用率を少くしてゐるもの、實際、農家の農業經營の上に草の利用の餘地は未だ多量に存在してゐるのであります。草を利用することはこの非常時下に於きまして、吾々銃後にある農業者の國家總力戰に寄與する大切な一面であると考へます。



傷痍軍人及遺族に
生業助成資金の貸付

恩賜財團軍人援護會では、傷痍軍人及び戦歿者遺族の生業助成の爲、資金の貸付を行ふことになり、本縣では縣廳社會課内軍人援護會鳥取縣支部でその取扱をすることになりました。左にその概略を記します。

一 資 格

- 1 傷痍軍人生活助成
軍人又は准軍人として戦闘其の他の公務の爲に戦傷を受け又は疾病に罹り、之が爲恩給法により増加恩給、傷病年金若くは傷病

齒	算	指	時	指	時	同	眼	鏡	時	二	一	小	箱	メ	時	鏡	眼	時
冠	環	側	環	側	側	側	鏡	弦	側	金	金	判	ル	側	側	弦	側	
貳	貳	貳	一	貳	一	一	一筒	一連	一筒	一	貳	一枚	一連	一	貳筒	一連	一	
同	同	同	西伯郡境町	米子市久米町	日野郡黒坂町	西伯郡御來屋町	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	小	小	中	百	角	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
人	人	泉	澤	澤	田	田	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
人	人	と	英	文	政	幸	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		ら	英	子	治	子												

昭和十四年七月廿八日印刷
昭和十四年七月廿八日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高郡大正村大字古海支所
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

七月二十六日發行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載内容左記ノ通
週報第百四十五號掲載内容

- 一時局と實銀統制 (厚生省)
- 一 滔安作戦の經過 (陸軍省情報部)
- 一 夏と心身鍛錬 (厚生省)
- 一 夏の學生生活 (文部省)
- 一 北樺太利權に對する暴壓 (外務省情報部)

寫眞週報第七十五號掲載内容

- 一 日英東京會談
- 一 ハルハ河畔に激戦つづく
- 一 捕へて見ればソ聯兵
- 一 陸軍防空學校
- 一 雷をつかまへる (大阪)
- 一 ドイツの少年から夏の便り
- 一 海外通信